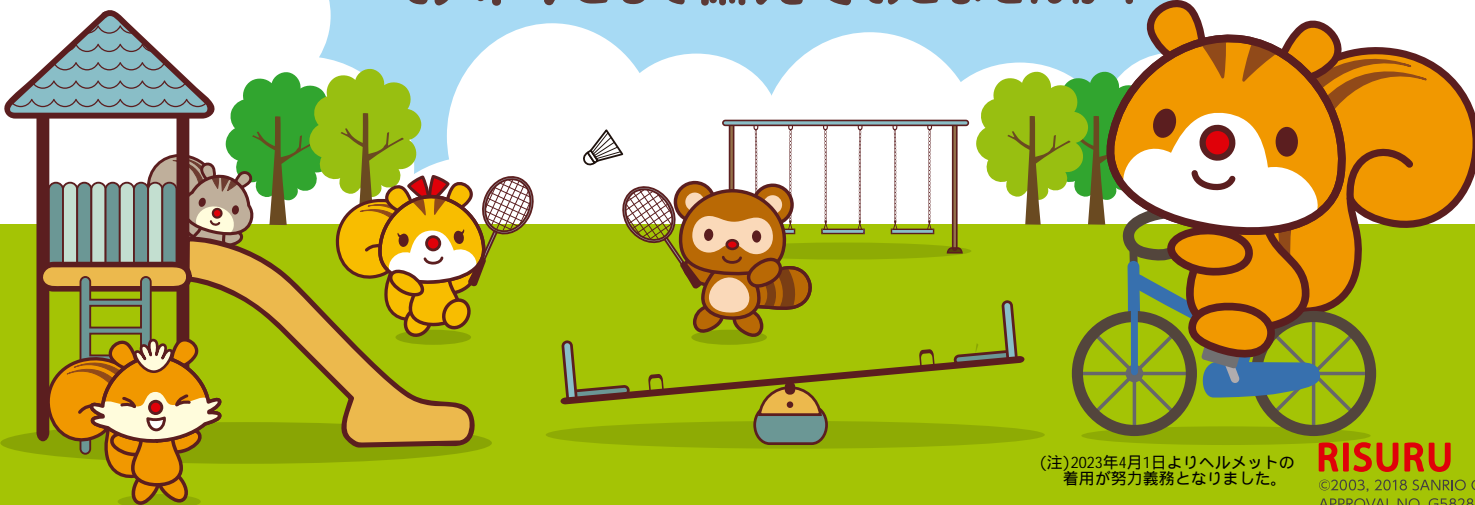


たましん リスル ケガにそなえるRISURUの お守り

毎日の安心のために
お守りとして備えておきませんか？



(注)2023年4月1日よりヘルメットの着用が努力義務となりました。

RISURU

©2003, 2018 SANRIO CO.,LTD.
APPROVAL NO. G582810

お客様のニーズに合わせた2つの加入コースをご用意!

1

交通傷害のそなえ

傷害総合保険 交通傷害補償プラン

概要 交通事故のリスクに焦点をあてたプランです。近年高まっている自転車のリスクに対応しています。

P5

2

ケガのそなえ

傷害総合保険

概要 日常生活におけるさまざまなリスクに対応したプランです。ご家族へのお守りにも適しています。

P6

●個人賠償責任補償特約がセット(示談交渉サービス付!) ●SOMPO 健康・生活サポートサービスがご利用いただけます。

ご案内する商品	傷害総合保険 (交通傷害補償プラン)	交通事故等によるケガの治療や死亡等を補償する商品です。	保険契約者	多摩信用金庫
	傷害総合保険	普段の生活におけるケガの治療や死亡等を補償する商品です。		
補償の分野	病気に関する補償や積立・貯蓄を目的とした商品ではありません。		加入対象者	多摩信用金庫に預金口座をお持ちの方。

毎月1日付で
ご加入
いただけます!

申込締切日 始期前月20日締切り

保険期間 毎月1日午後4時から1年間(1年後の応当日の午後4時を持って終了となります。)
(例)12月20日までにお手続きいただいた場合の保険期間:1月1日午後4時から1年間
12月21日以降にお手続きいただいた場合の保険期間:2月1日午後4時から1年間

募集対象期間 2023年11月21日から1年間

保険契約者 多摩信用金庫

加入対象者 多摩信用金庫に預金口座をお持ちの方

自転車保険の『義務化』に「そなえ」ませんか

2020年4月1日から東京都でも、条例を改正し、自転車利用中の事故により、他人にケガをさせてしまった場合などの損害を賠償できる保険等への加入が義務となりました。

東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

自転車事故の 高額賠償事例

9,521万円 (神戸地方裁判所、2013年7月)

なぜ義務化するの？

自転車事故を起こした際の被害者救済や加害者の経済的負担の軽減を図るためです。

義務化のポイント

東京都の条例の場合(2020年4月時点)
地域によって条例は異なりますのでご注意ください。

- 自転車利用者、保護者、自転車使用時業者及び自転車貸付業者による自転車損害賠償責任保険への加入を義務化
- 学校等の設置者に対し、児童、生徒等への自転車損害賠償保険等に関する情報提供の努力義務化
- 事業者による自転車通勤をする従業者に対する自転車損害賠償保険等への加入の有無の確認、確認ができないときの自転車損害賠償保険等への加入に関する情報提供の努力義務化
- 自転車小売業者による自転車購入者に対する自転車損害賠償保険等への加入の有無の確認、確認ができないときの自転車損害賠償保険等への加入に関する情報提供の努力義務化
- 自転車貸付業者による借受人に対する貸付自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の内容に関する情報提供の努力義務化

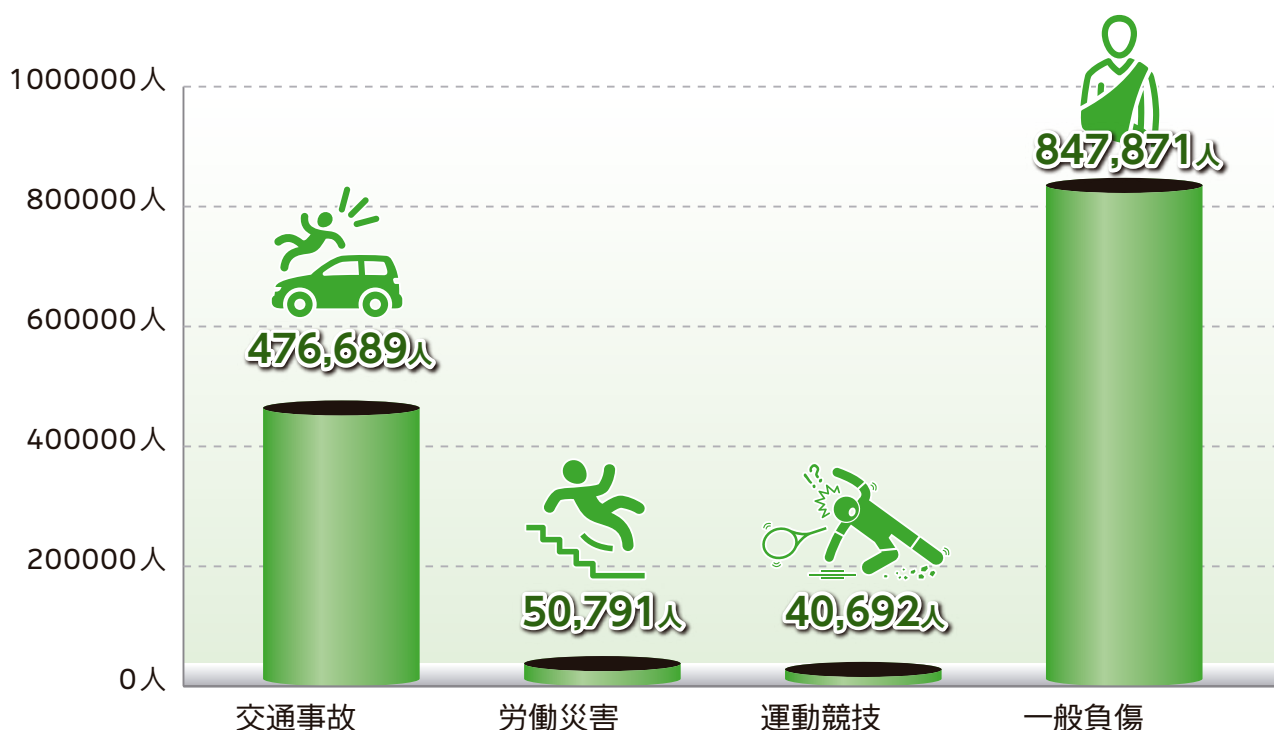
**たましんでは、RISURUのお守りの個人賠償責任補償で
自転車事故へ備えることができます！！**

2023年4月1日改正道路交通法の施行により、すべての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となっております。

いざという時のために 「そなえ」を万全にしましょう。

自分は交通事故にあわない、 ケガをしないと思っていませんか？

平成28年1年間にケガで救急搬送された方は、日本国内で約140万人にのぼります。



出典：平成28年 消防白書「救急自動車による事故種別搬送人員」

平成29年中の交通事故発生状況



出典：警察庁資料

RISURUのお守りは 日常生活のちょっとした事故 でもお役に立ちます

個人賠償責任補償で、お客さまご自身・ご家族・お子さまの・・・



例えばこのような場合に
お支払いの対象となります。

買い物中に商品を壊してしまった。

飼い犬が他人に噛みついてケガをさせてしまった。

自転車で歩行者にぶつかりケガをさせてしまった。

こどもがボールで他人の家の窓を割ってしまった。

誤って線路に立ち入ったことにより、
電車を運行不能にさせてしまった。

知人に借りたカメラが盗まれてしまった。

レンタルしたゴルフクラブを壊してしまった。



例えばこのような場合は
お支払いの対象となりません。

職務遂行に起因

地震、噴火またはこれらによる津波に起因

犯罪行為・闘争行為

自動車の運転に起因

置き忘れ・紛失

以下の受託した財物は
お支払いの対象となりません。

携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、
コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器、
動物、植物、自転車、原動機付自転車、バイク、
自動車、通貨、貴金属、宝石、クレジットカード、
プリペイドカード、サーフボード、ドローン、1個
もしくは1組または1対で100万円を超える物
など

1

保険金額は
3億円、
自己負担なし

2

示談交渉
サービスつき
(日本国内のみ)

3

ご本人だけでなく
ご家族^(※1)の日常
トラブルも対象

¹ 被保険者その配偶者またはこれらの方の同居のご家族、別居の未婚のお子さまが対象となります。

国外でのトラブルも補償の対象に! 国外は示談交渉サービスなし

SOMPO 健康・生活サポートサービス

無料

SOMPO 健康・生活サポートサービスは、多摩信用金庫の「ケガにそなえるRISURUのお守り」にご加入いただいている皆さまがご利用いただける各種無料電話相談サービスです。

受付
時間

24時間・365日

健康・医療相談サービス

病気に関するご相談や、医療についてのお悩みなど、様々な相談に経験豊富な看護師等専門医療スタッフが電話でお応えします。

医療機関情報提供サービス

ご自宅や会社の近くの医療機関のご案内や夜間・休日に診てもらえる医療機関情報などをご提供します。

専門医相談サービス (予約制)

より専門的な相談を希望される場合は、医師と電話でご相談いただけます。

人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス

人間ドック 紹介・予約

全国の提携医療施設の中からご希望にあった施設のご紹介・予約代行・受診券の郵送まで行います。

PET検診 紹介・予約

がんの早期発見につながるといわれ注目されているPET検診に関するご質問にお応えします。また、全国の提携医療施設のご紹介・予約代行・受診券の郵送まで行います。

郵送検査紹介

ご自宅にしながら検査ができるサービスをご紹介します。

介護関連相談サービス

介護方法・福祉サービスの情報提供など介護相談全般にお応えします。

法律・税務・年金相談サービス (予約制・30分間)

法律・税務・年金のご相談に専門家がお電話でお応えします。

メンタルヘルスサービス

利用時間 平日9:00~22:00、土曜10:00~20:00
※日・祝日・年末年始(12/29-1/4)は
お休みとさせていただきます。

臨床心理士等が個別のメンタルヘルスに関わるカウンセリングを行います。

メンタルITサポート (Webストレスチェック)

受付時間 24時間・365日

ホームページにアクセスすることにより
ストレスチェックが実施できます。

※URL、ログインIDは加入者カードに記載しております。

保険ご加入者向けサービス

ストレスチェックはこちら

ログイン

- (注1) 本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。
(注2) ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
(注3) ご利用は日本国内からにかぎります。
(注4) ご相談内容やお取次ぎ事項によっては、有料となるものがあります。
(注5) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
(注6) ご利用いただく際は、「加入者カード」記載のSOMPO健康・生活サポートサービス専用電話番号までご連絡ください。

1

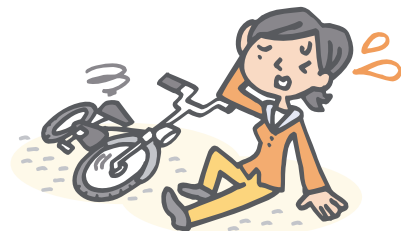
交通傷害のそなえ

傷害総合保険 交通傷害補償プラン

保険始期時点で
69歳の方まで
ご加入いただけ
ます。(被保
険者年齢)

傷害補償

日本国内または国外において、自転車などの所定の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具に搭乗中の事故によりケガをされた場合等に、保険金をお支払いします。



天災危険補償特約セット

地震・噴火またはこれらによる津波によってケガをされた場合も補償します。

(注) 次のような事故によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。

①交通乗用具との衝突、接触等の交通事故 ②交通乗用具に搭乗中^(※)の事故 ③駅の改札口
入ってから改札口を出るまでの間における事故 ④交通乗用具の火災 など

(※) 正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内(通行できないように仕切られている場所を除
きます。)に搭乗している間。ただし、異常かつ危険な方法での搭乗を除きます。



個人賠償責任補償

日本国内・国外を問わず、日常生活において他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって負う法律上の損害賠償責任を補償します。免責金額(自己負担額)はありません。

(注) 受託品は国内で受託した財物にかぎります。



示談交渉サービス付(日本国内のみ)

(注)2023年4月1日よりヘルメットの着用が努力義務となりました。

保険金額・保険料

(保険期間1年、交通傷害危険のみ補償特約、天災危険補償特約、後遺障害等級限定補償特約(第1級~第3級)、入院保険金支払限度日数変更特約(30日)、通院保険金支払限度日数変更特約(30日)セット)

補償		ワイド		スタンダード		エコノミー	
個人賠償責任保険金		3億円					
死亡 ^(※1) 事故の発生から180日以内		500万円		300万円		150万円	
後遺障害 ^(※2) 事故の発生から180日以内		死亡保険金の78%~100%					
入院保険金日額 ^(※3)		5,000円		3,000円		1,000円	
手術保険金		入院中の手術：入院保険金日額の10倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍					
通院保険金日額 ^(※4)		2,500円		1,500円		500円	
一時払保険料	個人型 (本人のみ)	プランJ1	8,720円	プランJ2	6,080円	プランJ3	3,570円
	夫婦型 (本人・配偶者)	プランJ4	13,150円	プランJ5	8,740円	プランJ6	4,570円
	家族型 (本人・配偶者・親族)	プランJ7	19,450円	プランJ8	12,520円	プランJ9	6,010円

- (1)すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。
- (2)補償の対象となる後遺障害は1級から3級までとなります。詳しくは「この保険のあらまし」以降をご覧ください。
- (3)30日限度
- (4)30日限度(事故発生の日から1,000日以内)

(注1) 夫婦型の保険金額は、夫婦とも同じ補償です。家族型の保険金額は、家族全員が同じ補償です。

(注2) 保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

2

ケガのそなえ

傷害総合保険

保険始期時点で
69歳の方まで
ご加入いただけ
ます。(被保険
者年齢)

傷害補償

交通傷害のそなえの補償に加えて、日本国内・国外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によりケガをされた場合等に保険金をお支払いします。

天災危険補償特約セット 地震・噴火またはこれらによる津波によってケガをされた場合も補償します。

個人賠償責任補償

日本国内・国外を問わず、日常生活において他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって負う法律上の損害賠償責任を補償します。免責金額(自己負担額)はありません。

(注) 受託品は国内で受託した財物にかぎります。

示談交渉サービス付(日本国内のみ)



保険金額・保険料

(保険期間1年、天災危険補償特約、後遺障害等級限定補償特約(第1級~第3級)、入院保険金支払限度日数変更特約(30日)、通院保険金支払限度日数変更特約(30日)セット)

補償		ワイド		スタンダード		エコノミー		
個人賠償責任保険金				3億円				
死亡 ^(※1) 事故の発生から180日以内		500万円		300万円		150万円		
後遺障害 ^(※2) 事故の発生から180日以内				死亡保険金の78%~100%				
入院保険金日額 ^(※3)		5,000円		3,000円		1,000円		
手術保険金		入院中の手術：入院保険金日額の10倍		外来の手術：入院保険金日額の5倍				
通院保険金日額 ^(※4)		2,500円		1,500円		500円		
一時払保険料	職種級別 ^{※5} A級	個人型	プランK1	18,450円	プランK2	11,920円	プランK3	5,710円
		夫婦型	プランK4	32,450円	プランK5	20,320円	プランK6	8,770円
		家族型	プランK7	59,580円	プランK8	36,600円	プランK9	14,720円
	職種級別 ^{※5} B級	個人型	プランK10	26,270円	プランK11	16,610円	プランK12	7,410円
		夫婦型	プランK13	40,270円	プランK14	25,010円	プランK15	10,470円
		家族型	プランK16	67,400円	プランK17	41,290円	プランK18	16,420円

- (1)すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。
- (2)補償の対象となる後遺障害は1級から3級までとなります。詳しくは「この保険のあらまし」以降をご覧ください。
- (3)30日限度 (4)30日限度(事故発生の日から1,000日以内)
- (5)職種級別は下表をご確認ください。(A級・B級いずれにも該当する場合は、B級を選択してください。)

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造業者、漁業業者、建設業者(高所作業の有無を問いません。)、採鉱・採石業者、自動車運転者(バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者)、農林業業者

オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、モーターボート競争選手、プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)の方等についてはお引き受けできません。

- (注1) 夫婦型の保険金額は、夫婦とも同じ補償です。家族型の保険金額は、家族全員が同じ補償です。
- (注2) 保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

本制度に関するQ&A

Q. RISURUのお守りに加入できる対象は？

- A. 多摩信用金庫に預金取引のある個人の方がご加入いただけます。
(新規・継続ともに保険始期時点で69歳までの方がご加入いただけます。)
保険の対象者(=被保険者)には、ご加入される方ご本人またはそのご家族
(配偶者・子供・両親・兄弟姉妹および同居の親族)を設定いただけます。

Q. 補償はいつから始まるの？

- A. 毎月1日付でご加入いただけます。
申込締切日：保険始期前月20日締切り
保険期間；毎月1日午後4時から1年間
(例) 2月20日までにお手続きいただいた場合の保険期間：3月1日午後4時から1年間
2月21日以降にお手続きいただいた場合の保険期間：4月1日午後4時から1年間

Q. 口座振替の引落とし日はいつになるの？

- A. 保険始期月の翌月27日引落としになります。

Q. 加入者証はいつごろ届くの？

- A. 保険始期月の月末に送付します。

Q. 保険期間の途中でプランの変更はできるの？

- A. 保険期間途中でのプランの変更はできません。プランの変更を希望される場合は、脱退の手続きをしていただき、改めてご希望のプランに加入いただけます。

Q. 加入して1年後、保険契約の更新手続きはどのようになるの？

- A. ご加入プランにご変更ない場合は、お手続きは不要です。自動でのご継続になります。
ご継続のご案内として加入月の2ヵ月前の15日ごろに継続証を送付します。

Q. 加入可能である69歳は、誰の年齢？

- A. 被保険者の年齢です。加入者の年齢が70歳以上でも、被保険者が69歳以下であればご加入いただけます。



家族型の場合、被保険者の範囲内に70歳以上の家族がいても加入はできるの？

- A. 69歳以下の制限は、加入依頼書に記載していただく被保険者で判断します。加入依頼書記載の被保険者が69歳以下であれば、補償対象となる範囲のご家族に70歳以上の方がいても、その70歳以上の方も補償の対象となります。



入院歴があるけど、加入できるの？

- A. 加入できます。交通傷害のそなえ、ケガのそなえに健康告知はありません。ただし、加入前の事故による入院・通院については、補償対象外となります。保険加入後に発生した事故が対象となります。



個人賠償責任補償は「交通傷害のそなえ」、「ケガのそなえ」で補償は違うの？

- A. 「交通傷害のそなえ」、「ケガのそなえ」とも補償内容は同じです。詳しくはパンフレットのP12の賠償責任の補償をご覧ください。



個人賠償責任補償は「個人型」、「夫婦型」、「家族型」で補償される人は違うの？

- A. 「個人型」、「夫婦型」、「家族型」とも補償の対象者（被保険者）は同じです。詳しくはパンフレットのP12の賠償責任の補償をご覧ください。



個人賠償責任補償は自動車事故も補償の対象となるの？

- A. 対象となりません。自転車のように主たる原動力が人力であるものは補償の対象となります。詳しくはパンフレットのP12の賠償責任の補償をご覧ください。



ケガをして、保険金を請求する場合はどこに連絡するの？

- A. 事故サポートセンターまでご連絡ください。
【事故サポートセンター】0120-727-110（受付時間：24時間365日）

重要事項等説明書

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。(加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。))にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。)

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

- 商品の仕組み : <1.交通傷害のそなえ、2.ケガのそなえ>
この商品は傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
 - 保険契約者 : 多摩信用金庫
 - 保険期間 : 毎月1日午後4時から1年間^(※)
(※)1年後の応当日の午後4時を持って終了となります。
(例) 12月20日までにお手続きいただいた場合の保険期間: 1月1日午後4時から1年間
12月21日以降にお手続きいただいた場合の保険期間: 2月1日午後4時から1年間
 - 申込締切日 : 始期前月20日締切り
 - 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等: 引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
 - 加入対象者 : 多摩信用金庫に預金口座をお持ちの方
 - 被保険者 : 加入対象者ご本人またはご家族(配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族)の方を被保険者としてご加入いただけます。
<被保険者の範囲>
【個人型】被保険者ご本人^(※1)となります。
【夫婦型】被保険者ご本人および被保険者ご本人の配偶者となります。
※被保険者本人との続柄は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
【家族型】ご家族全員^(※2)となります。
※被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
- 注意 「1.交通傷害のそなえ」「2.ケガのそなえ」の『個人賠償責任補償』の被保険者については、P.12をご確認ください。
(※1)加入依頼書の被保険者欄に記載される方
(※2)①被保険者ご本人、②被保険者ご本人の配偶者、③其他のご家族(被保険者ご本人またはその配偶者の④同居のご親族④別居の未婚のお子さま〔婚姻歴のない方〕)
- お支払方法 : 多摩信用金庫の預金口座から引落とし(保険始期月の翌月27日に引落としになります。)
 - お手続方法 : 下表のとおり必要書類にご記入のうえ、取扱代理店までご送付ください。

	ご加入対象者		お手続方法
	新規加入者の皆さま		添付の「加入依頼書」「ご加入内容確認シート」に必要事項をご記入のうえご提出いただきます。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプランで継続加入を行う場合		自動継続のため書類のご提出は不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合 ^{※1}		加入者カード、または継続証に記載の変更受付ダイヤルにお電話いただき、音声ガイダンスにしたがって脱退のお手続きをしていただくか、書面で脱退のお手続きをしていただきます。
	継続加入を行わない場合		加入者カード、または継続証に記載の変更受付ダイヤルにお電話いただき、音声ガイダンスにしたがって脱退のお手続きいただくか、書面で脱退のお手続きをいただきます。

※1「前年と条件を変更して加入を行う場合」には、継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。

(注)ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、下記職種級別表をご確認ください。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造業者、漁業業者、建設業者(高所作業の有無を問いません。)、採鉱・採石業者、自動車運転者(バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者)、農林業業者

※プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフェリーを含みます。)、力士、オートテスター(テストライダー)、オートバイ競走選手、自動車競走選手、自転車競走選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有するご職業の方等についてはお引き受けできません。

- 中途脱退 : この保険から脱退(解約)される場合は、加入者カード、または継続証に記載の変更受付ダイヤルにご加入者ご本人がお電話いただき、音声ガイダンスにしたがってお手続きいただくか、書面でのお手続きをいただきます。

- 満期返れい金・契約者配当金 : この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

- お客さまのお手元に届く証書

区分	発送される証書類	発送時期
新規加入の方	加入者カード	保険始期月の月末
継続加入の方	継続証	満期2か月前の15日
満期時に被保険者が70歳以上に達した方	保険期間満了のご案内	(土日の場合は前営業日)

ケガの補償(1.交通傷害のそなえ)

被保険者が、日本国内または国外において、所定の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具に搭乗中の事故によりケガ^(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。

(※) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

(注) 保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

● 次のような事故によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。

- ① 交通乗用具との衝突、接触等の交通事故
- ② 交通乗用具に搭乗中^(※)の事故
- ③ 駅の改札口を入れてから改札口を出るまでの間における事故
- ④ 交通乗用具の火災 など

(※) 正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内(通行できないように仕切られている場所を除きます。)に搭乗している間。ただし、異常かつ危険な方法での搭乗を除きます。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害(国内外補償)(続き)	<p>死亡保険金</p> <p>事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。</p> <p style="text-align: center;">死亡保険金の額=死亡・後遺障害保険金額の全額</p>	<p>① 故意または重大な過失</p> <p>② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>③ 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転</p> <p>④ 脳疾患、疾病または心神喪失</p> <p>⑤ 妊娠、出産、早産または流産</p> <p>⑥ 外科的手術その他の医療処置</p> <p>⑦ 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為^(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p>⑧ 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見^(※2)のないもの</p> <p>⑨ 交通乗用具による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故</p> <p>⑩ 船舶に搭乗することを職務(養成所の生徒を含みます。)とする被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故</p> <p>⑪ 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を被保険者が操縦または職務として搭乗している間の事故</p> <p>⑫ グライダー、飛行船、ジャイロプレーン等の航空機に搭乗している間の事故</p> <p>⑬ 被保険者が職務として、交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業または交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業に従事その作業に直接起因する事故 など</p> <p>(※1) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。</p> <p>(※2) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。</p>
	<p>後遺障害保険金</p> <p>事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の78%^(※)~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。</p> <p style="text-align: center;">後遺障害保険金の額=死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(78%^(※)~100%)</p> <p>(※) 「後遺障害等級限定補償特約(第1級~第3級)」をセットしています。</p>	
	<p>入院保険金</p> <p>事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し30日^(※)を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。</p> <p style="text-align: center;">入院保険金の額=入院保険金日額×入院日数(30日^(※)限度)</p> <p>(※) 入院保険金支払限度日数変更特約(30日)をセットしています。</p>	
	<p>手術保険金</p> <p>事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。</p> <p>なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、<入院中に受けた手術の場合>の手術保険金をお支払いします。</p> <p>① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術^(※1)</p> <p>② 先進医療に該当する手術^(※2)</p> <p style="text-align: center;"><入院中に受けた手術の場合> 手術保険金の額=入院保険金日額×10(倍) <外来で受けた手術の場合> 手術保険金の額=入院保険金日額×5(倍)</p> <p>(※1) 以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術</p> <p>(※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。</p>	
	<p>通院保険金</p> <p>事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、30日^(※)を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。</p> <p style="text-align: center;">通院保険金の額=通院保険金日額×通院日数(事故の発生の日から1,000日以内の30日^(※)限度)</p> <p>(※1) 通院保険金支払限度日数変更特約(30日)をセットしています。</p> <p>(注1) 通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等^(※2)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。</p> <p>(※2) ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。</p> <p>(注2) 通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。</p>	

ケガの補償(2.ケガのそなえ)

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によりケガ^(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。

(※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

(※)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

(注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害(国内外補償)	死亡保険金 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 $\text{死亡保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額の全額}$	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」、腰痛等で医学的他覚所見のないもの) ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故 など
	後遺障害保険金 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の78% ^(※) ~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金額の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 $\text{後遺障害保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額} \times \text{後遺障害の程度に応じた割合(78\%(※)~100\%)}$ (※)「後遺障害等級限定補償特約(第1級~第3級)」をセットしています。	
	入院保険金 事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し30日 ^(※) を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 $\text{入院保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times \text{入院日数(30日(※)限度)}$ (※)入院保険金支払限度日数変更特約(30日)をセットしています。	
	手術保険金 事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。 なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、<入院中に受けた手術の場合>の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ^(※1) ②先進医療に該当する手術 ^(※2) $\begin{aligned} <\text{入院中に受けた手術の場合}> \text{手術保険金の額} &= \text{入院保険金日額} \times 10(\text{倍}) \\ <\text{外来で受けた手術の場合}> \text{手術保険金の額} &= \text{入院保険金日額} \times 5(\text{倍}) \end{aligned}$ (1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	
	通院保険金 事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、30日 ^(※) を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 $\text{通院保険金の額} = \text{通院保険金日額} \times \text{通院日数(事故の発生の日から1,000日以内の30日(※)限度)}$ (※1)通院保険金支払限度日数変更特約(30日)をセットしています。 (注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等 ^(※2) を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※2)ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	

賠償責任の補償 その他の補償(1.交通傷害のそなえ 2.ケガのそなえ)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>個人賠償責任 (国内外補償) (注)</p> <p>1.交通傷害のそなえ 2.ケガのそなえ</p>	<p>日本国内または国外において、被保険者⁽¹⁾が次の から までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(自己負担額はありません)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。</p> <p>なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。</p> <p>住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 被保険者⁽¹⁾の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。)に起因する偶然な事故(例:自転車運転中の事故など)により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 日本国内で受託した財物(受託品)⁽²⁾を壊したり盗まれた場合 誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等⁽³⁾を運行不能にさせた場合</p> <p>(1)この特約における被保険者は次のとおりです。 ア.本人 イ.本人の配偶者 ウ.本人またはその配偶者の同居の親族 エ.本人またはその配偶者の別居の未婚の子 オ.本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎります。) ただし、本人に関する事故にかぎります。 カ.イ.からエ.までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。</p> <p>なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。</p> <p>(2)次のものは「受託品」に含まれません。 ・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ・義歯、義肢その他これらに準ずる物 ・動物、植物 ・自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ・山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ・データやプログラム等の無体物 ・漁具 ・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物・不動産など</p> <p>(3)「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。</p>	<p>故意 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害 地震、噴火またはこれらによる津波 被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 心神喪失に起因する損害賠償責任 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両⁽¹⁾、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 環境汚染に起因する損害賠償責任 受託品に対して正当な権利を有していない者に対して損害賠償責任を負担することによって被った損害 受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・差し押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ・偶然な外来の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故 ・置き忘れ⁽²⁾または紛失 ・詐欺または横領 ・雨、雪、雹(ひょう)、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取</p> <p>など</p> <p>(1)次のア.からウ.までのいずれかに該当するものを除きます。 ア.主たる原動力が人力であるもの イ.ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート ウ.身体障がい者用車いすおよび歩行補助車で、原動機を用いるもの</p> <p>(2)保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。</p>

(注)補償内容が同様のご契約(1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(2)。

(1)傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(2)1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

その他ご注意ください

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

用語	用語の定義
交通乗用具	電車、自動車(スノーモービルを含みます。)、原動機付自転車、自転車、身体障がい者用車いす、航空機、船舶等をいいます。ただし、三輪以上の幼児用車両、スケートボード、キックボード(原動機を用いるものを含みます。)、ペダルのない二輪遊具等は除きます。
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kan.html)
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方 ⁽¹⁾ および同性パートナー ⁽²⁾ を含みます。 (1)内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (2)同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注)内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

1.クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2.ご加入時における注意事項(告知義務等)

ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。

加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。

ご契約者または被保険者には、告知事項^()について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。

()告知事項とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

被保険者ご本人の職業または職務(「2.ケガのそなえ」の場合) 他^()の保険契約等^()の加入状況

()他^()の保険契約等とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交際傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

* 口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

* 告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

3.ご加入後における留意事項(通知義務等)

【「2.ケガのそなえ」の場合】

加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。)は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。

変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。「2.ケガのそなえ」では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士、オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、モーターボート競走選手、その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有するご職業

【共通】

加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。

団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>

被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

<重大事由による解除等>

保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

<他の身体障害または疾病の影響>

すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4.責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。

5.事故がおきた場合の取扱い

事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出てください。

(注)個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。

- なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。
- ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
 - ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 など

保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

必要となる書類	必要書類の例
保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など 他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上等営業状況を示す帳簿(写) など
保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(写)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

- () 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。
 (注1) 事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
 (注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

6. 保険金をお支払いできない主な場合
 本バンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。
7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等
 この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。なお、脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間(保険期間のうちいまだ過ぎていない期間)の保険料を返れいする場合があります。
 (注)ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いすべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
8. 保険会社破綻時の取扱い
 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
 この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。
9. 個人情報の取扱いについて
 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。
 申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

保険料を口座振替でお払い込みいただく場合の注意事項

毎月27日が振替日となります(金融機関休業日の場合は、翌営業日が振替日となります。)。毎回の振替日の前日までにご指定の預金口座に必要残高をご用意ください。

最初の振替月は保険始期日の属する月の翌月となります。

(例)4月1日が保険始期の場合、5月が最初の振替日となります。

保険料振替日に振り替えができず、翌月の保険料振替日に保険料が振り替えできなかった場合は、自動的に解除(脱退)となります。

問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

●事故が起こった場合は、ただちに下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】 0120-727-110 (受付時間:24時間365日)

<取扱幹事代理店> **多摩信用金庫**

お問い合わせはお近くのたましんの窓口までお問い合わせください。

(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

<取扱非幹事代理店> **多摩新興株式会社**

〒190-0012 東京都立川市曙町2-8-29 村野ビル5階

TEL 042-525-9688 FAX 042-528-6880 (受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

※この保険契約は上記代理店が分担してお取扱いする代理店分担契約であり、共同して代理店業務を行います。

<引受保険会社> **損害保険ジャパン株式会社 西東京支店 法人支社**

〒190-0012 東京都立川市曙町2-41-19 損保ジャパン立川ビル1F

TEL 042-526-8036 (受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

●指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【ナビダイヤル】 **0570-022808** <通話料有料>

受付時間:平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただき有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sonpo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、4か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。